

「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価審査書」を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価審査書」を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：長沢浄水場排水処理施設改良工事

種類：都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

2 指定開発行為者

名 称：川崎市上下水道局

代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

所在地：川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 公告日

令和 8 年 1 月 1 9 日（月）

4 事業内容等に関する問合せ先

窓口：株式会社東洋設計 G X 推進 3 部

住所：石川県金沢市諸江町中丁 2 1 2 番地 1

電話：0 7 6－2 3 3－1 0 9 3

F A X：0 7 6－2 3 3－3 7 7 5

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 0 4 4－2 0 0－2 1 5 2

(写)

長 沢 浄 水 場 排 水 処 理 施 設 改 良 工 事 に 係 る
条 例 環 境 影 響 評 価 審 査 書

令 和 8 年 1 月

川 崎 市

はじめに

長沢浄水場排水処理施設改良工事（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市上下水道局（以下「指定開発行為者」という。）が、多摩区三田5-1-1の約3.8haの区域において、経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和7年7月24日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	4
	(1) 全般的事項.....	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	4
	ア 温室効果ガス.....	4
	イ 大気質.....	4
	ウ 騒音.....	4
	エ 振動.....	4
	オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）.....	5
	カ 景観.....	5
	キ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）.....	5
	ク その他.....	5
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市上下水道局

代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：長沢浄水場排水処理施設改良工事

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項
に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：多摩区三田 5－1－1

計画地面積：約 37,900m²

用 途 地 域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新

イ 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	構成比(%)	備 考
新設排水処理棟	約 2,100	約 5	新設
既存設備	約 7,200	約 19	一次濃縮槽、二次濃縮設備、 雨水調整池(太陽光パネル)、 排水池等
構内道路等	約 21,300	約 56	新設管路、既設排水処理棟跡 地を含む
保全される緑地	約 7,300	約 19	
合計 ^注	約 37,900	100	

注：面積及び割合は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

ウ 建築計画等

項 目	計画概要	備 考
建築物名称	新設排水処理棟	
建築面積	約 2,100 ㎡	
延べ面積	約 3,900 ㎡	
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	
階数	地上 3 階	
建物高さ	建築基準法 地上高 約 19m	実高さ約 19m
建蔽率	約 4.4%	
容積率	約 9.1%	

注：建蔽率と容積率は、上記の建築面積に長沢浄水場の他の建築物の面積を足した面積を長沢浄水場敷地面積で割った値である。

エ 処理施設計画

項 目		内 容
施設名称		排水処理施設
排水処理量		590m ³ /日（原水濁度 9.2 度、8 時間運転）
汚泥生成量		64t/日（原水濁度 9.2 度、8 時間運転）
処理日・時間		平日 8 時 30 分～17 時 15 分（8 時間）
機械脱水方式		機械脱水方式（フィルタープレス）
施設内設備等	排水池 （既設利用）	ろ過池からの洗浄排水や排泥池・一次濃縮槽からの越流水を貯留するための施設である。プラント排水を工業用水道の着水井へ返送する（工事なし）。
	排泥池 （既設利用）	各沈でん池からの引抜汚泥や屋外排水槽からのプラント排水を、集合井を介して受け入れる施設である（工事なし）。
	一次濃縮槽 （既設利用）	排泥池にて濃縮された汚泥を受け入れ、濃縮する施設である（本事業において耐震補強工事を行う）。
	二次濃縮設備 （既設利用）	一次濃縮槽の汚泥濃度が低い場合に、汚泥を濃縮し濁度を高める施設である（工事なし）。
	排水処理棟 （新設）	浄水場内で発生した汚泥を処理し、浄水場発生土（脱水後も汚泥として処理委託を行う）を排出する施設である（本事業の主たる工事である）。
	雨水調整池 （既設利用）	長沢浄水場内の雨水を貯留するための施設である。溜まった水はポンプを使用して排水池に集水され、工業用水道の着水井へ返送する。地下構造となっており、地上面は太陽光発電所として活用している（工事なし）。
	屋外排水槽 （既設利用）	二次濃縮設備、排水処理棟からのプラント排水を貯留するための施設である。受入れ水は、ポンプを使って集合井へ返送し、汚泥を排泥池へ排泥する（工事なし）。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

本市では、2050年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指した施策を推進していることから、更なる再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。

また、フロン類にあっては解体時における既存空調設備からの回収及び供用時の空調設備からの漏洩防止を徹底すること。

イ 大気質

計画地が住宅に近接していることから、工事にあたっては条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 騒音

計画地が住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

エ 振動

計画地が住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

（ア）産業廃棄物

石綿含有建材等の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

（イ）建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

キ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

計画地が住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ク その他

工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事車両による影響を低減するよう、条例準備書に記載した「粉じん対策」、「排出ガス及び騒音・振動対策」、「交通安全対策」を徹底するとともに、ルートや出入り口の検討を引き続き行うこと。また、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

（3）環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和7年	7月24日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	8月4日	条例準備書公告、縦覧開始
	9月17日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 14名、22通
	12月4日	条例見解書の受領
	12月12日	条例見解書公告、縦覧開始
	12月26日	条例見解書縦覧終了
令和8年	1月19日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付